

市営住宅の偶数月（2月）募集

住 所	築年	間取り	浴室	家賃(円)※1
字勇弘11番地 公住6-159	昭和50年築	3DK	あり※2	6,700~13,200

※1 家賃は収入によって決定 ※2 浴槽釜個人購入
 ●暖房なし(煙突式)、給湯なし(取付可)、プロパンガス ●収入基準などにより入居できない場合あり ●単身者の申し込みは不可 ●入居者(同居者)が暴力団関係者の場合は入居申し込み不可 ●一般申込者で現在空き待ちの方も申し込み可 ●申し込み多数の場合は抽選で決定(市職員による公開抽選)

申込受付	2月17日(月)~21日(金)に直接または郵送(消印有効)で ※ファクス不可 住宅課(市役所4階)
抽選日・場所	2月26日(水) 18時30分~ 市役所4階会議室
申し込み・詳細	住宅課(市役所4階) ☎32-6316

入学通知書は届きましたか

4月に小・中学校に入学する子どもがいる家庭に、1月中旬に入学通知書を送付

に対し学用品費などを援助します
援助内容学用品費、修学旅行費、校外活動費(宿泊研修含む)、学校給食費など
 申在校生は3月6日(木)、小・中学校の新1年生は4月17日(木)までに学校備え付けの就学援助申請書と平成25年分の収入がわかる書類(源泉徴収票・児童扶養手当など)のコピーを各学校へ提出
 詳学校教育課 ☎(32)6742

落水雪事故を防ぐために

落水事故や積雪による建物倒壊を防ぐために、次のことに気をつけましょう

- 屋根の雪、つらら、氷などは早めに取り除く ●軒下の通行は控え、子どもを軒下では絶対に遊ばせない ●屋根に雪止めを付け、ガスボンベなどに落ちないようにする ●屋根から雪が落ちた時は、事故がないかすぐに確認し、除雪する
- 詳建築指導課 ☎(32)6527

下水道事業受益者負担金について

平成26年度に賦課対象者となる方に、下水道事業受益者負担金制度に基づき整備費用の一部を負担していただくこととなります。ご理解とご協力をお願いします

受益者負担金制度とは

都市計画法の規定に基づき、下水道が整備されることで、資産価値の増加や生活環境の向上など新たな利益が生じることから、土地所有者の方などに整備に要する費用の一部を負担していただくものです

26年度の対象区域と単価

- 拓勇東町、拓勇西町地区、字植苗地区のいずれも一部の地域(第4負担区) 11m当たり412円
- 字沼ノ端地区、一本松町地区、東開町

地区のいずれも一部の地域(第3負担区) 11m当たり375円

納入方法・納期対象者へ2月上旬に受益者申告書を送付します。その申告内容などに基づき、負担金を5月中旬から年4回に分けて、5年間(20回)で納入していただきます ※一括納付制度の利用で割引制度があります

詳上下水道部総務課 ☎(32)6628

水洗トイレ改造資金貸付制度

貸付対象下水道が使用できるようになった区域内に家屋を持ち、3年間の水洗化義務期限内にくみ取り便所を水洗トイレに改造される方 ※新築・増改築の場合と法人は対象外

貸付額住宅1戸につき60万円以内(うち、大工工事費4万円以内)無利子

返済貸し付けの翌月から5年間の60ヵ月均等割償還(毎月23日預金口座振替)

貸付条件●市道民税・固定資産税・受益者負担金に滞納がない ●年齢・所得制限あり ●連帯保証人が1名必要 ※貸付金の申請手続きは、市指定の排水設備工事業者が代行します

詳上下水道部総務課 ☎(32)6628

市長選挙の期日が決まりました

選挙期日(投・開票日)6月29日(日)
告示日6月22日(日)

※立候補予定者説明会などの日程は、決定次第、市HPおよび広報紙などでお知らせします

詳選挙管理委員会 ☎(32)6764

広 告